

添付: 日本において認可されるべきEU食品添加物リスト

日本において「食品添加物」という言葉でカバーされる範囲はEUよりも広範囲であることにまず留意しなければならない。EUでは食品添加物とは最終食品において技術的な機能を果たす物質(例えば酸化防止剤や防腐剤)を指す。日本では食品添加物は香料、加工補助剤および栄養剤をもカバーする。さらに、EUにおいて食品材料として分類される物質は日本において食品添加物として考えられることもある。(例: maltodextrins)

EUでは認可食品添加物のリストは統一されている。香料については、今後5年以内に統一される予定である。加工補助剤はEUレベルでは統一されていない(抽出溶剤を除く)。栄養剤はまだ統一されていない(食品サプリメントのビタミンおよびミネラルを除く)。

下記に掲げるリストは、欧州連合の加盟国、EU食品飲料産業協会(CIAA)および欧州食品添加物および食品酵素産業協会(ELC)からの情報をもとに作成された日本において認可されるべき物質のリストであり、欧州共同体内における位置付けによって分類されている。リストの中には、食品添加物としては日本で認可されているが、その使用範囲がEUと同じでないものも含まれている。

これらの食品添加物のすべてはEUの食品に関する科学委員会によって安全性が評価されている。さらに、EUにおける認可にあたっては、その使用が消費者に誤解を与えてはならず、技術的な必要性がなければ使用してはならない。またその使用量は技術的な効果を得る為の必要最低限に限定されなければならない(指令 89/107/EEC の付録 II)。

1. 現在日本で認可されていない食品添加物

着色剤:

Carmine (E 120)

Beta-apo-8' carotenal (E 160e)

Betacarotene from *Blakeslea trispora* (E 160 a(ii))

Azorubine (E 122)

その他:

Nisin (E 234)

Natamycin (E 235)

Dimagnesium phosphate (E 343(ii))

Potassium, ammonium and calcium alginate (E 402, E 403, E404)

Glycerol (E 422)

Polysorbate 20, 60, 65, 80 (E 432, 435, 436, 433)

Trisodium Diphosphate (E 450ii)

Hydroxypropyl cellulose (E 463)

Hydroxypropyl methyl cellulose (E 464)

Ammonium phosphatides (E 442)

Polyglycerol esters of fatty acids (E 475)

Polyglycerol polyricinolate (E 476)

Sodium steroyl-2-lactylate (E 481)

Calcium silicate (E 552)

Sodium aluminium phosphate, acidic (SALP) (E 541)

2. **日本では認可されているが、使用にあたって条件が付けられており、EUからの輸入を阻んでいるもの:**

指令 95/2/EC に使用条件が定められているもの:

Calcium carbonate (E 170)

Sorbic acid (E 200)

Potassium sorbate (E 202)

Benzoic acid (E 210)

Calcium Propionate (E 282)

Butylated hydroxytoluene (BHT)(E 321)

Lecithin (E 322)
Sodium, potassium and calcium lactate (E 325, 326, 327)
Citric acid (E 330)
Sodium citrates (E 331)
Pectin (E 440)
Carboxymethylcellulose (E 466)
Calcium stearyl-2-lactylate (E 482)
Sodium carbonate, bicarbonate (E 500 ii)
Potassium carbonate, bicarbonate (E 501 ii)
Calcium sulphate (E 516)
Magnesium oxide (E 530)

指令 94/35/EC に使用条件が定められているもの:

Acesulfame K (E 950)

3. EUでは香料として考えられている物質

これらの物質は加盟国レベルにて食品での使用が認可されており、欧州委員会で約 2700 の物質を欧州委員会決定 1999/217/ECに登録している。この決定は欧州委員会決定 2002/113/EC として改定された。

Acetaldehyde

Propionaldehyde

2-Methyl butyl aldehyde

n-Butyl alcohol (1-butanol)

4. 加工補助剤

下記の物質は抽出溶剤として指令 88/344/EEC（1988年6月13日、食品および食材の製造に使用される抽出溶剤についての加盟各国法の接近に関する指令）において認可されている。

Isopropanol

食品添加物の扱いと食品添加物の定義に関する EU ガイドライン

1. 食品添加物は指令 89/107/EC の第1条(2)に以下のように定義されている：
“食品添加物”とは食品としてそれだけでは一般的には消費されない物質であり、特徴的な食品の材料として一般的には使用されない物質であって、栄養的な価値があるなしに拘わらず、技術的な目的をもって、製造、加工、包装、輸送もしくは貯蔵などにおいて、意図的に食品に添加され、結果として、間接および直接的にその食品およびその加工品の構成要素となる物質のことである。

この定義は日本も参加しているコーデックス委員会が使用している定義に沿うものである。

2. 食品添加物は3つの指令（食品における甘味料の純度の条件を規定する委員会指令 95/31/EC、食品における着色料の純度の条件を規定する委員会指令 95/45/EC(改定版 99/75/EC および 2002/50/EC)、着色料および甘味料以外の食品添加物の純度の条件を規定する委員会指令 96/77/EC に規定されている純度に関するいくつかの条件を満たさなければならない。これらの指令は物質を定義し、不純度のレベルを規定している(例: 鉛、砒素)。

3. 食品添加物の取り扱いについては、特に規則はない。食品添加物は食品と考えられているので、食品衛生に関する一般的な規則が適用される。これらは食品衛生に関する理事会指令 93/43/EEC に規定されており、現在改定作業中である（食品衛生に関する欧州議会および理事会規則への提案 (COM(2002)438final)）。

EU における塩へのヨウ素使用に関する情報

EU では、塩にヨウ素を添加することは栄養剤による強化と考えられる。食品の強化は加盟国権限とされている。食品安全に関する白書はビタミンやミネラルのような栄

養剤が添加された食品の上市に関する規定を定めた強化食品に関する委員会提案について述べている。委員会が提案を採択するのは 2003 年になるだろうと見込まれている。ヨウ素が添加された塩を使用するかどうかは各加盟国の公衆衛生政策によるところである。